

2023 年度 B 日程

福岡大学法科大学院

法律専門試験

憲 法
刑 法
行政法

問題冊子（問題のみで4枚）

注 意 事 項

- 1 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
- 2 試験中に問題冊子の印刷不鮮明、ページの落丁・乱丁および解答用紙の汚れ等に気づいた場合は、手を挙げて監督者に申し出てください。
- 3 解答は、別に配布する解答用紙に、黒インクのボールペンまたは万年筆（いずれも、インクが消しゴム等で消せないもの）で記述してください。
- 4 解答用紙上部の受験番号欄に受験番号を、また氏名欄に氏名（およびフリガナ）を記入してください。
- 5 貸与した六法に対する加工（線を引く、書き込みをする、ページを折り曲げるなど）を禁じます。なお、貸与した六法に対し加工をした場合、不正行為とみなされることもあります。
- 6 試験終了後、問題冊子は持ち帰ってください。

第1問（憲法）

2013年3月14日、東京地方裁判所は、成年後見制度で後見人が付くと選挙権を失う公職選挙法の規定（公職選挙法11条1項1号）は憲法違反で無効であるとする判決を下し、この違憲判決を受けて、同年5月27日、国会において、当該規定を削除することなどを内容とする改正公職選挙法が可決・成立した。

（設問）

成年被後見人に選挙権を認めていなかったことの違憲性について、憲法上の選挙権の重要性と選挙権行使の制限のあり方、民法上の成年後見制度の趣旨などを考慮に入れて説明しなさい。

第2問（刑法）

次の事例における甲の罪責について、具体的な事実を摘示しながら、説明しなさい（但し、刑法典上の罪に限り、特別法違反の罪は除く。）。

甲は窃盗の目的でA方に侵入し、リビングや寝室の戸棚をあさり、現金や貴金属を上着のポケットに入れるなどして窃取し、玄関を出て逃走し、A方から徒歩3分の自宅に戻った。しかし、窃盗を終えてA方を立ち去る際、A方の庭にAの祖母であるB（90歳）がいたのを見つけた。Bはぼんやりと庭にたたずんでいたのがあったが、甲は、Bに自己の窃盗を見られたのではないかと思い、2、3分ほど逡巡した後、Bを殺害するほかなないと決意し、再びA方に戻り、A方の8畳間にいたBに馬乗りになって首を絞めて殺害した。

第3問（行政法）

〔問題〕以下の事例について下記の設問に答えなさい。

〔事例〕

- 1 K市立工業高等専門学校（以下「K高専」という。）では、第一学年の体育科目の授業の種目として剣道が採用されている。また、K高専学則及び退学に関する内規では、校長は、連続して二回進級することができなかった学生に対し、退学を命ずることができることとされている。
- 2 Xは、令和2年4月にK高専に入学したが、Xは、「〇〇」という宗教の信者であった。Xは、入学後、格技である剣道の実技に参加することは自己の宗教的信条と根本的に相いれないと考えた。そこで、体育担当教員らに対し、宗教上の理由で剣道実技に参加することができないことを説明し、レポート提出等の代替措置を認めて欲しい旨申し入れた。K高専は、Xらが剣道実技への参加ができないとの申出をしていることを知って、同月下旬、体育担当教員らと協議をし、これらの学生に対して剣道実技に代わる代替措置を採らないことを決め、Xに通知した。しかし、Xは、同月末ころから開始された剣道の授業では、服装を替え、サーキットトレーニング、講義、準備体操には参加したが、剣道実技には参加せず、その間、道場の隅で正座をし、レポートを作成するために授業の内容を記録していた。Xは、授業の後、右記録に基づきレポートを作成して、次の授業が行われるより前の日に体育担当教員に提出しようとしたが、その受領を拒否された。
- 3 K高専は、Xに対し、剣道実技に参加するよう説得を試み、また、その保護者に対しては、剣道実技に参加しなければ留年することは必至であること、代替措置は採らないこと等のK高専側の方針を説明した。保護者からは代替措置を採って欲しい旨の陳情があったが、K高専の回答は、代替措置は採らないというものであった。その結果、体育担当教員は、Xの剣道実技の履修に関しては欠席扱いとし、体育の成績を認定しなかった。そのため、令和3年3月23日開催の進級認定会議において、同人らは進級不認定とされ、K高専は、同月25日、Xにつき第二学年に進級させない旨の原級留置処分をし、X及び保護者に対してこれを告知した。
- 4 令和3年度においても、Xの態度は前年度と同様であり、K高専の対応も同様であったため、Xは、令和4年3月23日開催の令和3年度進級認定会議において進級不認定となり、K高専は、Xに対し再度の原級留置処分を決定した。また、同日、K高専は、自主退学をしなかったXに対し、二回連続して原級に留め置かれたことから学則31条に定める退学事由である「学力劣等で成業の見込みがないと認められる者」に該当するとの判断の下に、同月27日、右原級留置処分を前提とする退学処分を告知した。
- 5 Xは、二度の原級留置処分及び退学処分に納得がいかないため、これらの処分（以下「本件処分」という。）の取消訴訟（以下「本件取消訴訟」という。）を提起した。

〔設問〕

Xは本件取消訴訟において、本件処分のような違法事由を主張することが考えられるか。また、その違法事由は認められるか、検討しなさい。